

無税・無枠措置は後発開発途上国に利益をもたらしたのか

伊藤 匡

●序論

世界貿易機関（WTO）におけるドーハラウンドは、農業や非関税障壁などにおいてWTO加盟国間の利害が対立し、行き詰っている。二〇〇一年にドーハにおいて開始された交渉は、主要な合意に到達できず現在に至っている。ドーハラウンドにおいては農業問題などが脚光を浴びているが、実は同ラウンドの焦点のひとつは開発問題であった。そのことは、「ドーハ開発ラウンド」という呼称が示している。開発の観点において、ドーハラウンドが達成した事項に無税無枠措置がある。これは、二〇〇五年二月の香港閣僚会議にて発表されたもので、後発開発途上国（LDC）からの輸入に対して無税無枠措置（Duty Free Quota Free（DFQF））を講じることを先進国およびそうするに相応しい立場にあると考える

後発途上国々が約束する、としたものである。

●無税無枠措置概観

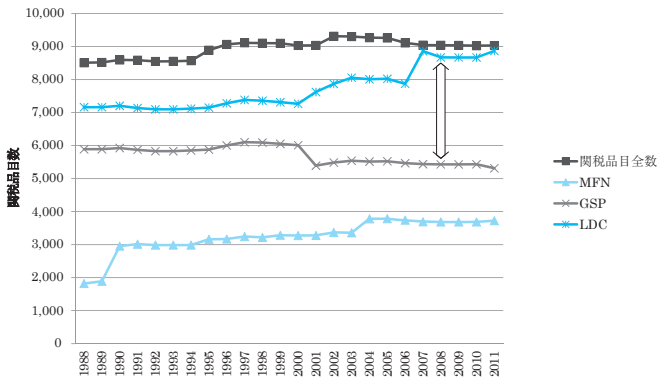
現在一五九カ国がWTOに加盟しているが、その内三四カ国が国際連合の定義による後発開発途上国である。よって、LDCは五分の一以上の投票権を有しており、ドーハラウンドの通称がドーハ開発ラウンドであるように開発の側面が打ち出されているのも不思議ではない。WTOの前身である「関税および貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade：GATT）」において、LDC諸国に対する優遇措置として「特別のかつ異なる待遇（Special and Differential treatment）」が設けられており、DFQF措置はその一環として実施されたものである。二〇〇五年一二月の香港閣僚会議にて先進国

加盟国は二〇〇八年までに最低九七％の関税品目のゼロ関税化を実施することで合意がなされた。本稿では、アメリカ、欧州共同体、オーストラリア、カナダ、日本、およびWTOにおける後発途上国ではあるものの近年になってLDC諸国に対しての優遇税率措置を始めた韓国および中国について、それぞれのLDC諸国に対する無税無枠措置について概観する。これらの先進国は、一九七〇年代から遅くとも一九八〇年までには、LDC諸国への優遇措置を始めていたが、二〇〇〇年代に入り優遇措置の強化を進めてきた。アメリカはアフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act）に基づくアフリカ諸国（主にはLDC諸国）に対する優遇措置強化を二〇〇〇年に開始し、欧州共同体は二〇〇一年に「武器以外の全て（Everything

But Arms）イニシアティブ」により、LDC諸国に対する無税無枠措置を更に推し進めてきた。また、日本も二〇〇〇年代初頭より既にLDC諸国に対する無税無枠措置を拡大してきた。これらの動きを完遂させたのが香港閣僚会議におけるDFQF合意である。一方、韓国はLDC諸国に対する優遇措置を二〇〇〇年に開始し、対象国を先進国と同様に全LDC諸国としているが、二〇一三年時点にて無税無枠としている品目が全品目数の七五％である。中国も二〇〇六年にLDC諸国に対する無税無枠措置を開始しているが、対象国は二〇一三年時点で三七カ国であり全てのLDC諸国を対象とはしていない。また、品目カバー率も六割に留まっている。このように、韓国および中国のDFQF措置はいまだ限定的といえよう。表1～3は関税ライン（日本は九桁、アメリカは一〇桁、欧州共同体は一二桁）の素データから各国のゼロ関税品目を年毎に数え上げその推移を示したものである。日本のケースで説明しよう。日本の九桁の全品目数は、約九〇〇〇品目で推移している。GATT、WTOが推し進めてきた貿易自由

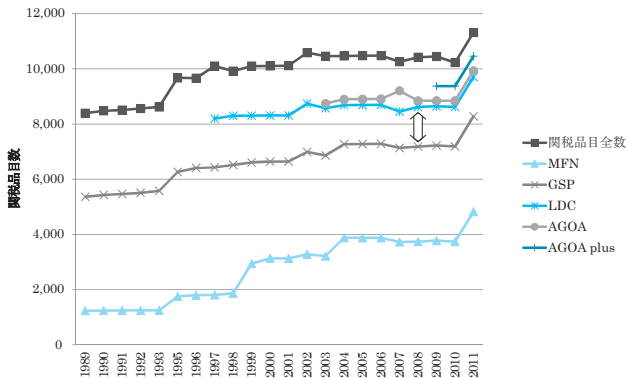
化を反映して最恵国待遇（MFN）のゼロ関税の品目数が一九八八年時点での約二〇〇〇品目から二〇一一年には約四〇〇〇品目に増加している。日本を始め先進国は発展途上国に対して（殆どの場合、中国、インドなども含む）一般特惠関税（Generalized System of Preferences：GSP）と呼ばれる優遇関税を与えてきた。GSPのゼロ関税品目数は、六〇〇〇品目近辺で推移している。LDCへのゼロ関税品目数は、二〇〇〇年に上昇を始め二〇〇七年以降に更に増え、ほぼ一〇〇％を達成している。一方で表2にみられるように、アメリカのカバー率は九〇％に至っていない。LDC諸国は一般的に他の発展途上国と競争している為、GSP関税との差異が具体的な優遇となる。よって、図に挿入した矢印(⇄)の部分でLDC諸国に与えられた優遇と考えてよい。（表からは読み取ることが

表1 ゼロ関税品目数の推移—日本



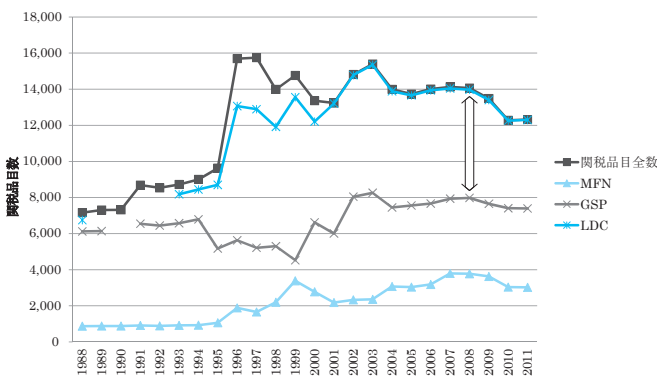
(出所) 筆者作成。

表2 ゼロ関税品目数の推移—アメリカ



(出所) 筆者作成。

表3 ゼロ関税品目数の推移—欧州共同体



(出所) 筆者作成。

出来ないが）例えば日本の無税無税措置の場合、GSP関税に対してLDCへの優遇関税率（GSP関税からゼロ関税率との差）が一〇％を超える品目数は約一〇〇〇品目に上る。このことより、関税率の観点からは、LDC諸国は多くの優遇を得ているといえる。

●計量分析

これらの優遇措置は実際にLDC諸国からの輸出を増やしているかどうか。プログラム評価の手法に則って分析する。詳細は技

術的になり、且つ多くの紙面を割く必要があるため省略するが、基本的な考え方は、もし無税無税措置がなかった場合の仮想現実における輸出を想定し、それと現実の輸出との差をみるものである。差の差の差（Difference in Difference in Difference）と呼ばれる手法を用いた結果、日本および欧州共同体については正の効果を確認できず、アメリカについては先行研究（Frazer and Van Biesebroeck (2010)）が扱う期間（二〇〇六年まで）では正の効果

が現れるが期間を二〇一一年まで延ばすと正の効果はみられなかった。これらの結果は、LDC諸国の輸出を促進するには、関税撤廃だけでは不十分で貿易の為の援助（Aid for trade）などその他の施策が必要であることを示唆している。（さとう ただし／アジア経済研究所 技術革新・成長研究グループ）

《参考文献》

① Frazer Garth, and Johannes Van Biesebroeck, 2010, "Trade Growth Under the African Growth and Opportunity Act," The Review of Economics and Statistics, February, 92(1): 128-144.